令和六年四月十六日

包括外部監査契約の締結

口

基本測量の実施

Щ

公共測量の実施の終了(三件)

应

(監理課) .....

国営緊急農地再編整備事業(南周防地区瀬戸換地区)の換地処分(農村整備課)……………三  〇告示

○規則

目

次

年 4月16日 (火曜日)

に改正する

令和 6 第三条第一項を次のように改める。 第二条中「第三十条」を「第三十一条第一項」に改める。 豚熱予防注射を行つた豚及びいのししが、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

第四条中「別記第二号様式」を「別記第一号様式」に改める。 第三条第二項を削る。 り)、当該豚及びいのししに標識を付するものとする。 つて、知事の登録を受けたものをいう。)にあつては、 養衛生管理者(法第十二条の三の二第一項に規定する飼養衛生管理者をいう。)であ 認定を受けたものをいう。)及び登録飼養衛生管理者(知事が別に定める要件を満た 家畜の診療等に従事する獣医師(獣医師の所属する団体を含む。)であつて、知事の 域の外のと畜場に移動する場合は、法第七条の規定により(知事認定獣医師(県内で すと判断して認定する農場において、豚熱ワクチンの接種を実施することが可能な飼 (法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針をいう。)に定める接種区

法第七条の規定の例によ

記第二号様式とし、別記第四号様式を別記第三号様式とする。 別記第一号様式を削り、別記第二号様式を別記第一号様式とし、 第六条中「別記第四号様式」を「別記第三号様式」に改める。 第五条中「別記第三号様式」を「別記第二号様式」に改める。 別記第三号様式を別

この規則は、 公布の日から施行する。



### る届出を審査した結果、 山口県告示第百三十三号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

があったと認めた。 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定によ 次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意

令和六年四月十六日

三隅町加入区

山口県知事

村 岡

嗣

政

山口県知事 村 岡 嗣 政

# 山口県規則第四十五号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則 (昭和三十七年山口県規則第五十四号)の一部を次のよう

几

## 山口県告示第百三十四号

より、次のとおり包括外部監査契約を締結した。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定に

令和六年四月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

- 包括外部監査契約の期間の始期
- 令和六年四月
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本報酬の額に執務日数及び実費を考慮して算定した額を加算する方法
- 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

三

- 山陽小野田市大字東高泊四一二番地一
- 各月ごとの概算払 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

## (六九) 製菓衛生師試験の実施

口

規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。 製菓衛生師法 (昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。) 第四条第一項の

令和六年四月十六日

山

口県知事 村 岡 嗣 政

- 試験の日時
- 令和六年八月十七日 (土曜日) 午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 試験の場所
- 山口市秋穂二島一〇六二番地 山口県セミナーパーク
- 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

- 衛生法規
- $(\underline{\phantom{a}})$ 公衆衛生学 食品学

- 食品衛生学
- 栄養学
- 製菓理論及び実技

受験資格

法第五条又は附則第二項に規定する者であること。

### Ŧi. 受験願書の受付期間

月二十四日までの消印のあるものは、 令和六年五月七日(火曜日)から同月二十四日(金曜日) 有効とする。) まで (郵送の場合は、

五.

- 六 受験願書等の提出先
- 県内に居住する者 住所地を所管する保健所
- 県外に居住する者
- 山口県環境生活部生活衛生課 山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一)

### 提出書類

- 受験願書
- に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、 出願前六月以内
- $(\equiv)$ 法第五条第一号に該当する者にあっては、同号に該当する者であることを証する
- 務従事証明書 法第五条第二号に該当する者にあっては、 最終学校の卒業証明書及び菓子製造業
- (五) 法附則第二項に規定する者にあっては、菓子製造業務従事証明書
- 受験手数料

収入証紙には、消印をしないこと。 九千四百八十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。 この

- 合格者の発表等
- 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
- 活部生活衛生課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、 山口県環境生
- 生師試験」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒 県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「製菓衛 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番 号 Ш

Ŧi.

試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

Щ

(五) (<u>DU</u>)  $(\equiv)$ 

受験資格

食文化概論

学校教育法

口

食品学

公衆衛生学

栄養学

食品衛生学 調理理論

試験の場所

令和六年八月十七日 (土曜日)

午後一

時三十分から午後三時三十分まで

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

試験の日時

 $(\Box)$ 三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。 この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課 (電話〇八三-九三三-二九七四) にすること。

### 七0 調理師試験の実施

試験を次のとおり実施します。 調理師法 (昭和三十三年法律第百四十七号)第三条の二第一項の規定により、

令和六年四月十六日

村 岡 嗣

山口県知事

### 政

入証紙には、消印をしないこと。 六千百二十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収

合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験当日通知する。

活部生活衛生課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、 山口県環境生

試験」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二 県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師

この試験についての問合せは、 (電話〇八三-九三三-二九七四) にすること。 最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課

## 受験願書の受付期間

生省令第四十六号)第四条に定めるものにおいて、二年以上調理の業務に従事したも

対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則

(昭和三十三年厚

(七一) 国営緊急農地再編整備事業

(南周防地区瀬戸換地区)

の換地処分

土地改良法

(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者で、多数人に

令和六年五月七日 (火曜日) 一十四日までの消印のあるものは、 から同月二十四日 有効とする。 (金曜日) まで (郵送の場合は、

六 受験願書等の提出先

県内に居住する者

# 行いました。

Ŧi.

国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区瀬戸換地区の換地処分を次のとおり (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第九項の規定により、 政

住所地を所管する保健所

(\_\_\_) 県外に居住する者 山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

### 提出書類

受験願書

調理師

に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、 出願前六月以内

本又は抄本を添付すること。 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、 戸籍の謄

調理業務従事証明書

受験手数料

センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番 号 山 口

山口県知事 村 岡 嗣

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

換地処分の年月日

## (七三) 公共測量の実施

した。 第一項の規定により、 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 山口県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありま

令和六年四月十六日

山口県知事

村

岡

嗣

政

国土交通省

作業の種類

公共測量(空中写真測量)

作業の地域

村 圌

嗣 政

美祢市及び山陽小野田市

三 作業の期間

令和六年三月二十五日から同年九月三十日まで

(七四) 公共測量の実施の終了

りました。 第二項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知があ 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

令和六年四月十六日

長門市、柳井市、美祢市、

周南

作業の種類

山口県知事 村 畄

嗣

政

作業の地域 公共測量(道路台帳図データ測量)

四丁目、久米中央五丁目、桜木二丁目、 周南市川崎三丁目、<br/>
久米中央一丁目、 大字徳山、 大字戸田及び大字夜市 久米中央二丁目、久米中央三丁目、久米中央 桜木三丁目、大字久米、大字下上、大字上

作業の期間

令和五年九月十四日から令和六年二月二十九日まで

## (七五) 公共測量の実施の終了

公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。 第二項の規定により、 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり

令和六年四月十六日

作業の種類

公共測量(空中写真測量及び航空レーザ測量)

作業の地域

作業の期間 山口市及び萩市

 $\equiv$ 

令和五年十月十二日から令和六年二月二十八日まで

公共測量(航空レーザ測量) 作業の種類

作業の地域 山口市、防府市及び岩国市

作業の期間

令和五年十二月一日から令和六年二月二十九日まで

(七六) 公共測量の実施の終了

山

第二項の規定により、 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 下関農林事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の

令和六年四月十六日

通知がありました。

作業の種類

公共測量(基準点測量、 路線測量及び地形測量

作業の地域 下関市大字福江

> 山口県知事 村 岡 嗣

政

令和五年十一月一日から令和六年二月二十一日まで

 $\equiv$ 

作業の期間

山口県知事 村

岡

嗣

政

令和六年四月十六日発行令和六年四月十六日印刷

発発 行行 人所

山口県知事庁